

京都市告示第 12 号

計量法第 21 条第 2 項の規定に基づき、質量計定期検査を行います。

平成 20 年 4 月 1 日

京都市長 門川 大作

1 定期検査を行う区域

下京区、西京区、山科区、南区、左京区、右京区

2 検査の対象者

5 t 以上のものを使用するもの

3 定期検査の実施の期日

平成 20 年 5 月 7 日から 5 月 9 日まで及び 5 月 14 日から 5 月 16 日
まで

(計量検査所)